

## 入札・契約制度の改正について

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結する公共工事においては、下請金額にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳の作成・発注者への写しの提出が義務付けられることから、「専門工事業者選定通知書」について下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

### 「専門工事業者選定通知書」の取扱いについて

#### ■平成 27 年 4 月 1 日以降の取扱い■

##### ①平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事

原則として「専門工事業者選定通知書」の提出は要さないものとします。

※告示した時期によっては、監督員から指示等があります。

##### ②平成 27 年 3 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、下請金額の総額が 3,000 万円以上（建築工種は 4,500 万円以上）の工事について

原則として「専門工事業者選定通知書」の提出は要さないものとします。

※4月1日以降、監督員から指示等があります。

##### ③平成 27 年 3 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、上記②に該当しない工事について

現行どおり

※契約金額 2,500 万円以上の工事において 1 次下請企業を選定した場合 及び 設計金額 250 万円超の工事において市外企業を 1 次下請企業に選定した場合に提出してください。